

地方自治法第 199 条第 1 2 項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します

平成 29 年 2 月 7 日

大台町監査委員 中 井 裕
大台町監査委員 堀 江 洋 子

1. 監査結果の措置対象
会計課、税務課
窓口での証明手数料等及びつり銭の保管管理について
2. 監査結果報告年月日
平成 28 年 12 月 22 日
3. 監査結果に対する措置通知年月日
平成 29 年 2 月 7 日
4. 指摘事項と措置状況の内容
別紙のとおり

平成28年度 随時監査に対する措置状況報告書

窓口等現金取扱い部署： 会計課、税務課、町民福祉課、生活環境課、
総合支所、大杉谷・領内・川添・日進出張所

No. 1

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(1) 手数料調定について 臨時の収入で納入の通知を発しないものは、原因の発生したとき又は収入のあったときに調定すると規定されているが、運用として何日かに1度まとめて調停をしている。できる限り速やかな調定の手続きをされたい。</p>	<p>現状、窓口手数料については、本庁担当課窓口で総合支所・各出張所分をまとめて調定しています。</p> <p>ご指摘のとおり、今後は町民福祉課関係の窓口手数料については、取扱い件数の多い本庁においては毎日調定を行うように、宮川総合支所については、大杉谷出張所及び領内出張所分を合わせて調定伝票の起票を月2回、日進出張所及び川添出張所分については本庁担当課にて月2回まとめて調定を行うようにしました。</p> <p>また税務課関係窓口手数料についても町民福祉課窓口手数料と同じ扱いとしますが、調定伝票についてはすべて本庁税務課にて起票するようにしました。</p> <p>なお、総合支所で調定伝票を起票するにあたり、財務会計システムの権限の問題がありましたが、総務課と協議の上、伝票起票が可能となるように改善しました。</p>

平成28年度 随時監査に対する措置状況報告書

No. 2

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(2) 収納体制について 日々の収納金額の確認に正確を期し、必要な証拠書類を的確に保管管理し、その書類と現金の照合を複数の職員でおこなうこととし、現金を金庫にためずに速やかに会計課(指定金融機関等)への収納をされたい。 また、つり銭用として交付されている現金について、日々の収納金と混同されることのないよう、その取扱いには十分配慮されたい。</p>	<p>日々の収納金額の確認については、業務の都合により一人での確認作業になることもありましたが、必ず2人以上の職員で行うようにしました。また、現金についてはご指摘のとおり、本庁窓口担当課については、毎日会計課(指定金融機関)へ収納するようにしました。ただし、総合支所及び各出張所については人員等の関係上毎日収納することに無理がありますので、毎日ではなく、今まで以上に収納する回数を増やすようにしました。 また、つり銭用現金の取扱いについては、本庁窓口においては毎日会計課(指定金融機関)へ収納することとしたため収納金と混同されることはなくなりましたが、総合支所及び各出張所においては、その取扱いに十分配慮します。 なお窓口での高額紙幣等に対するつり銭不足に対応するため、会計課においてすぐに両替できるよう準備をしました。</p>

平成28年度 随時監査に対する措置状況報告書

No. 3

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(3) 保管体制について 収納金を金融機関等へ納付するまでの間、勤務時間内外を問わず、厳重な鍵の管理のもと、金庫で保管されたい。 また金庫等の鍵の保管場所については多くの職員が知っていることのないようにされたい。</p>	<p>勤務時間内については、今まで以上に厳重な管理のもの、多くの職員の目の届くところで保管します。 勤務時間外については、何重もの施錠の上、厳重に保管し、また鍵についても、多くの職員が知ることのないよう、厳重に保管・所持するようになりました。</p>